

## 第2回水道事業審議会会議録（要旨）

期 日 平成23年5月18日（水）午後1時30～4時00分  
場 所 市役所榛原庁舎5階庁議室  
出席者 審議委員12名（欠席：加藤委員）  
市：副市長 建設部長 水道課（課長・西下・不知・福代・渥美）  
コンサル：大場上下水道設計(株)3名

### 開 会

#### 会長挨拶

東日本大震災で原発の問題がクローズアップされて落ち着かない状況である。前回、牧之原市水道事業の現況と財政状況についてご審議いただいたが、今回は建設事業計画と財政計画について皆様のご意見をいただきたい。

#### 副市長挨拶

東日本大震災の話であるが、全てに「リョウ」がつく飲料（水）・燃料（油・電気）食料・医療の重要性がわかったのでは。

一昨年8/11の駿河湾沖地震では、約1,700棟の瓦がずれたり、水道管が破裂したりと大変な思いをした。

市内には、複数の他の水道事業体の給水区域が入り込んでいて、顧客が少ない中での運営が根本的な問題である。

市の発足時の合併のルールとして、公共料金を安い方に合わせたこともあるが、災害を見据えてどのように（料金改定が）あったらいいか、委員の皆様のご意見をいただいて反映していきたい。

### 議 事

#### 1. 第1回審議会会議録及び水道料金の確認について

##### 説明（確認）内容

記載内容に差異がないことの確認

水道料金は、合併時に家庭用の口径13、20ミリの料金のみ統一している。

口径25ミリ以上では、未だに基本料金と超過料金、消費税の端数処理に相違がある。

## 質 疑

委 員：口径の違いとは？一般家庭だったら何 mm といったような基準はあるか

事務局：水道メーターの口径であり、一般家庭は口径 13mm が非常に多く、最近  
は、住宅メーカーを主体に 20mm も出始めている。工場等になると口径  
が大きくなる。

市内の 13～100mm の給水件数は約 15,800 件で、この内 13mm・20mm を  
占める割合は約 97%である。

委 員：未だに水道料金が統一化してないが、これまで問題はなかったか？

事務局：本来 1 つの地域に 2 つの料金があってはならず、合併等で違いがあれば、  
速やかに調整をしなければならないが、統一できないまま現在に  
至っている。

委 員：約 97%が一般家庭という話があったが、残りの 3%の内訳は？

事務局：手元に資料がないので、次回提示する。1 番大きな口径 100mm の使用者  
は、市内で 6 件程度である。

## 2 . 建設事業計画と財政計画について

### 説明内容

建設事業は、緊急性と重要性を念頭に計画している。

既存の不動山配水池は、耐震的に懸念されるところがあり、水道ビジョ  
ンでは、新しい配水池の建設を予定している。築造された場合は、波津  
の配水池は除却の予定である。

石綿セメント管は、耐震性に乏しく漏水事故もおこりやすいため、早期  
に布設替えを完了したい。

老朽管の布設替えも安定給水のために、計画的に実施していく。

赤字決算となる理由は、合併時に一般家庭用の水道料金を安価な旧榛原  
の料金に合わせたことと平成 20 年以降に大口需要企業が、工業用水の導  
入したことによる料金収入の大幅な落ち込みである。

工業用水の導入により、料金収入が 3,300 万円程度の減収となる。

厳しい経営の中で、企業努力として人件費の削減や企業債の繰上げ償還  
を行い、利息の軽減を図っている。

社会経済情勢が不安定な中で、水需要予測に誤差が生じるため、料金算  
定期間は、5 年で計画したいと考えている。

現行の料金体制のままだと2～3年後には、内部留保資金が底をつき安定給水のための事業執行が厳しくなる。健全経営には、料金改定は避けて通れない状況である。

1回目の審議会で質問があった有収率は、概ね80%で、全国平均に比べ10%程度低く、漏水量が多いことを表している。施設が有効に利用されているかの負荷率は、平成21年度実績で82.2%で、同規模事業体の平均値である。

#### 質 疑

委 員：新配水池が建設された場合、既存施設はどうするのか？

事務局：廃止の方向で考えている。

委 員：波津配水池は廃止する考えか？

事務局：新不動山配水池が建設されれば、容量的には波津配水池は不用となるため除却することになる。

## 2. 経営の健全化に向けての考え方について

### 説明内容

現在の料金収入が単純に10%、15%、20%上がったときのシュミレーションでは、10%で2年、15%で4年、20%で8年程度の黒字となる予測である。

市の施策としての工業用水の導入が、結果的に水道事業の経営を圧迫することになっている。これを、そのまま料金の値上げに結びつけていいものなのか、それとも一般会計から影響分についての繰り入れも検討すべきか委員のみなさんの意見を伺いたい。

基本水量を少なくすることで、高齢者等の単身世帯への負担軽減も検討すべきか伺いたい。

#### 質 疑

委 員：水道料金が減っていくというのは人口減少が原因か？

事務局：人口減少と水需要が減少が要因である。

委 員：新しい配水池を人口の減少に合わせて3000tで賄うことは可能か？

事務局：将来の給水人口推計から適正規模の検討が必要と考えている。

委員：減価償却費が毎年伸びているというのは設備投資をしていかないところの事業は継続できないということか？一般的に減価償却費は下がっていくと認識しているが。

事務局：耐用年数が切れている老朽管を除却して取り壊して新しい管を入れていくので、減価償却が上がっていくという形になる。

委員：波津配水池の取り壊しに2,300万円と予定されているが、取り壊しが必要なのか。経営が厳しいのであれば、そのまま置いておいてもいいのではないか？また、水道料金の収入というのは、未収金額も含めた金額なのか？

事務局：適正規模の配水池を造ることによって、波津の配水池は物理的には用がなくなるという形になる。基本的に、物があるとそれだけお金がかかることになるので除却するという考えで計上してある。ただ、配水池として使うだけではなく、例えば資材置き場など違う形で使うことになれば除却は必要なくなることもあるが、今のところは除却する計画である。水道料金は未収も含めた請求する額で、実際は未収金も入っている。

委員：未収金はだいたいどれくらいの割合か。

事務局：平成22年度の調定数（請求件数）ベースの収納率は、98%を超える率となっている。残りの率が未収金となるが、それをそのままにしておくわけではなく滞納整理は年度が変わっても進めていき、極力100%に近いように徴収事務を行っている、

委員：配水池は、そのまま置けば維持費はかからないのではないのか。数字的（経営的）に大変なときなので、時期をみてそういうことも検討することも必要。立地場所がどういう条件になっているかがわからないので、更地にて活用方法があればそれもひとつの選択肢であって、柔軟に考えて対応して行ってほしい。

委員：未収金は水道課だけで行っているのか？税務課と連携して徴収しているのか？

事務局：未収金は水道課の職員だけで徴収して対応している。

委員：税務課と連携して督促状などを出してやっていくべきではないか。

事務局：料金徴収に向けての情報交換は逐次行っており、そういう面では、連携をしている。

委員：工業用水については、今後も導入はあるのか？

事務局：新たに上水道から工業用水に転換して、配管を引っ張る企業はない可能性が高い。

#### 意見調整

##### 水道料金の値上げについて

会長：経営の健全化に向けて、諮問を受けているのが経営基盤の強化と水道料金の統一を含めた料金体系である。

これまでの説明で、水道事業の大変厳しい状況をご理解いただいたと思うが、今後、安全安心な水を将来に向かって供給していくことになると、老朽化した施設の計画的かつ継続的な更新が必要となる。赤字決算が続いている状況を改善して健全な事業経営運営をしていくには水道料金を値上げするのはやむをえないかどうかということをおみなさんの意見は如何か？

委員：大変厳しい状況であるが、地震等災害も備えて一方では継続的な維持補修もやっていかなければならない。

会長：方向性として料金の値上げに対してどうか？

委員A：水が止まってしまうと生活できないのでやむをえない。

委員B：今度の大震災でも、水が止まってしまうといかに大変かというのがわかった。

委員C：地震が来て、水がこなければ大変困るので、耐震の工事や管を替えてもらわなければならない。基本的には値上げは嫌ではあるが、最低限どうしても存続していくにはしょうがない。

委員D：値上げには、絶対反対というわけではない。

会長：いろいろな意見が出ているが、基本的には将来のことを考えれば方向性として値上げはやむを得ないということで審議会の意見は良いか？

##### 料金値上げについて反対者なし

会長：市のほうでも、執行段階の優先順や必要性を精査した上で、事業の展開を図るとか、特に人件費や支払利息、経常的経費の圧縮に努めるなどの経費節減を図っているが、値上げをすることによって市民の方へ負担がかかりますので、行政としてもできるだけの方策を考えていただいて、なるべくローコストで適切な経営ができるように創意工夫、努力などを前提としての値上げを考えてもらいたい。

### 水道料金算定要領の策定について

会 長：日本水道協会では水道料金算定要領のモデルを出しており、かなりの市町村でこれを参考に、その市の水道料金算定要領を定めている。牧之原市には水道料金の算定にあたって、考え方をまとめたものが、今までなかった。日水協の算定要領をベースに料金改定を策定する市町が多いので牧之原市も算定要領の策定が必要かどうか、また、料金算定期間は、日水協の算定要領では概ね3年から5年となっており、それ以上の長期になると改定率を大きく変えなければならなくなり、大変な検討が必要になってくる。最近はスピードが早くても10年一昔で、毎年でも大変な変化がある中、こうした刻々と変化する社会情勢の中で変化に対応していくには、3年から5年を基本としたらどうかということだと思う。

この点についてのみなさんのご意見を伺いたいが、まずは、事務局として策定の必要性はどうか？

事務局：今後、料金の見直しをする際には、その考え方をまとめたものは、当然、必要であると認識している。算定期間は、長ければ長くなるほど次回の改定率の改定幅が大きくなるので、社会変化もあるなか5年程度が妥当と考えており、それを基本にさらに企業努力の中で長期化する形で考えている。

会 長：事務局としても算定要領は必要だということである。算定期間もある程度期間を決めていたほうが、計画的な運営や実際の計画と乖離をチェックして経営に結びつくというのがやりやすくなるのではないかと思うので、3年から5年とする内容で策定する方向で良いか？

### 審議会の意見として、算定要領を策定し、算定期間を概ね3年から5年とすることとする

(策定案は次回、内容検討を予定する)

### 料金の見直し案について

会 長：料金会計のシュミレーションの方法だが、事務局から給水収益を単純に10%~20%値上げする説明があったが、問題は、何%値上げするかという現行の料金体系をベースに相良地区と榛原地区の料金の違いを統一化するという事。さらに、統一化したうえで具体的なシュミレーションをかけていくといった場合に、どういうふうに調整して統一化するかである。統一の仕方は、基本料金を相良地区に統一させるか、榛原地区のよう

に口径別に段階的に基本料金を設定するべきか、率の問題はどうかとかとういうことがある。

次回、審議していかなければならないが、現行の料金体系をベースにパターンを作っていくとか、例えば基本水量が 10 m<sup>3</sup>までとなっているが、これから小口の需要が増え、高齢者の世帯も増えていくと使う水量が少なくなる。基本水量を 10 m<sup>3</sup>にするのかもっと下げるのが実際に使った量だけを負担するといった考え方もあるが委員のみなさんの意見を伺いたい。

事務局：(委員からの発言がないため)これについては、具体的な改定案がないとご審議いただくことが難しいかもしれないので、第3回目の審議会において幾つかのパターンを提示させていただければと思いますがどうでしょうか。

会 長：事務局から次回に改定案を提示したいとのことであるが、よろしいか？

次回、具体的な改定案により審議することとする。

#### 工業用水導入による減収分の考え方について

会 長：工業用水導入に伴う減収は、大口の企業が工業用水の導入したことにより水道料金の給水収益の減少につながっている。これは市が施策として導入したものと聞いている。この減収分を水道料金の値上げに反映させるということについて意見はどうか。また、工業用水の導入による減収分は市の一般会計から補てんしてもらって、その分については水道料金の値上げに反映させないという考え方があったのですがこれについてはどうか。

委 員：市の施策で工業用水を導入したということは何かメリットがあったのか？市の施策とはどういうことか？

事務局：企業の誘致や優遇面が施策的な面であり、メリットとしては、企業側のさらなる設備投資等による税収面でプラスになるということではないか。

委 員：単純に減収分を一般会計から負担するといっても、一般会計も苦しいのだから、設備投資がいまや過大になっている差を補てんしてもらおうとかの理由付けが必要では。

委 員：ある企業が優遇されている部分を市民が負担するのはどうかと思う。

会 長：意見が出ているがみなさんの意見は？(委員からの発言なし)

この件に関しては、次回以降への繰越案件とする

#### 4. その他

##### コンビニ収納の導入について

##### 説明内容

経営の効率化の一環として来年から導入に向けて取り組んでいきたい。導入の目的は、すでに電気・ガスがコンビニでの料金払いが可能であり、特に勤労世帯や若い世帯が水道もコンビニでの支払いの要望が大変強く、市民のニーズに応え導入する。導入により、料金徴収事務の効率化や郵送料等の節減も図れる。

##### 質 疑

委 員：平成 24 年からの導入になるのか？近隣の状況は？

事務局：来年の 2 月か年度が変わった 4 月の請求分には導入したい。バーコードの読み取りテスト等に半年以上かかるため、早くて 2 月になる。近隣では、御前崎市、掛川市、袋井市はすでに導入している。藤枝市は今年の 10 月、島田市は、平成 25 年度から導入する。吉田町は、日曜日に庁舎を開いているため、今のところ導入する予定はないが、町民からは導入の要望もあるとのことである。

閉 会